

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ（大型魚）」の漁獲量等の公表について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条に基づき、本県の知事管理区分における漁獲量等を公表します。

令和 8 年 4 月 30 日

富山県知事 新田 八朗



- 1 特定水産資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚
- 2 管理期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 3 対象となる知事管理区分及び期間
その他漁業協同組合（定置漁業）
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- 4 当該知事管理区分の知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の総量の割合
93 パーセント（A/B）
漁獲量 4.33 トン（A）
知事管理漁獲可能量 4.67 トン（B）